ごみ受入基準

(知多南部クリーンセンターへの直接搬入)

はじめに

本紙は、知多南部衛生組合が管理運営する一般廃棄物についての「ごみ受入基準」となります。 「可燃ごみ・可燃粗大・不燃粗大」の搬入については、知多南部広域環境組合が作成する「知多 南部クリーンセンター内の中継施設及びストックヤード等搬入の手引き」をご覧ください。

1. 搬入できるもの

○美浜町または南知多町から排出された**一般廃棄物**(家庭・事業)で、受入基準に適合したもの。

2. 受付時間

- (1) 月曜日~金曜日 (祝日を含む) 午前 8:45~12:00 午後 1:00~4:15
- (2) 第2・第4土曜日 (祝日を含む) 午前 8:45~12:00

3. 定 休 日

第2・第4土曜日の午後、第2・第4土曜日以外の土曜日、日曜日 年末年始等で管理者の定める日

4. ごみ処理区分・料金

○家庭系ごみ ... 木製・資源粗大ごみ、埋立ごみ 10kgごと100円

○事業系ごみ · · · 木製粗大ごみ 10kgごと200円

○家庭系ごみ・・・ 資源ごみ、草・剪定枝・竹

まックスペーパー、プラスチック製容器包装 資源ごみ、草・剪定枝・竹

※産業廃棄物は、搬入することができません。

- ※排出者の業種やごみの種類により産業廃棄物に該当する場合があります。
- ※計量が複数回になる場合があります。

5. 受入できるもの

- ① 美浜町又は南知多町から排出された一般廃棄物であること。※ごみが出た場所を確認するため、身分証明書などの提示を求めることがあります。
- ② 知多南部クリーンセンターで受入できる形状及び量の一般廃棄物であること。
- ③ 木製・資源粗大ごみ、分別ごみ、埋立ごみに分別した一般廃棄物であること。
- ④ 施設及び受入業務に支障を生じさせない一般廃棄物であること。
- ⑤ その他管理者の指示する事項。

(知多南部衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定による。)

6. 分別区分・搬入場所 詳しくは、『ごみと資源の分け方・出し方BOOK』をご覧ください。

① 資源ごみ(分別ごみ) リサイクルステーション

- (1) びん類(生きびん、無色透明びん、茶色びん、その他びん)
- (2) 缶類 (アルミ缶、スチール缶、スプレー缶)
- (3) 紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック)
- (4) 布類 (衣類)
- (5) ペットボトル
- (6) その他(乾電池、蛍光灯、ライター、金属類、ガラス・陶磁器類、小型家電、不燃ごみ)

② **ミックスペーパー →** リサイクルステーション

・ 「資源分別収集品目」、「汚れた紙」以外のすべての紙 (はがき・封筒類、紙袋・紙箱類、チラシ類、写真・レシートなど)

③ **プラスチック製容器包装** → リサイクルステーション

• 商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物でその商品を使ったり取り出 したあと、不要になるものが対象

(カップ・パック類、トレイ類発泡スチロール、ボトル類、袋類、チューブ類など)

※ ボトル類は マークのないものになります。

- ④ 草・剪定枝・竹 ストックヤード
 - 草•葉、枝•木、竹•笹
- ⑤ 埋立ごみ ストックヤード
 - ブロック、かわら、れんが、ボーリング玉、物干し土台、火鉢など
- ⑥ 木製・資源粗大ごみ ストックヤード
 - (1) 木製粗大ごみ(ベッドフレーム、木製の机、木製のタンス、カラーボックスなど)
 - (2) 資源粗大ごみ 金属製の粗大ごみ(ガスコンロ、石油ストーブ、自転車など) 廃家電(扇風機、掃除機、空気清浄機、木製以外のマッサージ機など)

7. 受入できないもの

- ① 受入基準に適合しないもの。
- ② 爆発性、毒性、感染性など、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるもの。
- ③ 現場責任者が受入施設の管理運営上好ましくないと判断したもの。
- ④ 『家電リサイクル法』による特定家庭用機器廃棄物
- ⇒ テレビ(ブラウン管・液晶・有機EL・プラズマ)、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、 冷凍庫

⑤ 産業廃棄物

8. 注 意 事 項

- ① 受入できないものは、お持ち帰りいただきます。不明な点については、知多南部衛生組合 又は南知多町役場まちなみ環境課及び美浜町役場環境課にお問い合わせください。
- ② 搬入者の通行の妨げになるような、大きな車での搬入はご遠慮ください。
- ③ 一度に多量のものを持ち込む場合は、必ず事前協議を行ってください。状況により、現地確認をさせていただくことがあります。
- ④ 原則として、搬入物を降ろすのは、搬入者自らが行ってください。
- ⑤ 混み合う場合は、お待ちいただくことがあります。
- ⑥ 敷地内は、速度制限、一方通行等の指定がありますので遵守してください。
- ⑦ 必ず係員の指示に従ってください。
- ⑧ 戸別収集は、美浜町又は南知多町の一般廃棄物収集運搬の許可業者に依頼してください。
 - ※無許可業者の収集運搬は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条」に抵触します。